

港区長 殿

2022年 3月 31日

令和3年度第三者評価結果報告書

〒153-0063
住所 東京都目黒区目黒2丁目10番
5の101号
電話番号 03-3495-4283
評価機関名 特定非営利活動法人
関東シニアライフアドバイザー協会
代表者氏名 佐藤 昌子

下記のとおり評価を行ったので報告致します

対象事業所	桂坂学童クラブ												
評価者	1	山田 紀子											
	2	田尻 由起											
	3												
	4												
評価実施期間	2021	年	8	月	6	日	～	2022	年	3	月	31	日
利用者調査実施時期	2021	年	10	月	1	日	～	2021	年	11	月	10	日
訪問調査日	2021	年	12	月	11	日							
評価者合議日	2021	年	12	月	11	日							
評価結果報告日	2022	年	3	月	31	日							

詳細講評

評価基準

A	評価項目を実施している
B	評価項目を実施しているが十分ではない
C	評価項目を実施していない

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

通番	評価項目	評価	講評
	(1) 理念・基本方針が確立・周知されている。		
1	① 理念・基本方針を確立・明文化し、職員及び利用者等に周知している。	A	法人は「明るく豊かな福祉社会の実現」を理念とし、ホスピタリティ・マインドに徹したサービスの提供を掲げています。職員には入社時の研修やミーティングで周知・確認し、保護者には入会説明会や室内掲示、ホームページ等で周知しています。

I-2 運営状況の把握

	評価項目	評価	講評
	(1) 運営環境の変化等に適切に対応している。		
2	① 事業運営を取り巻く環境と運営状況を的確に把握・分析している。	A	学童クラブをとりまく環境変化については、区の所管部署や本社会議や高輪地区交流事業検討会、地域懇談会、小学校の副校長との情報交換等で区や地域、学校の状況や社会情勢を踏まえて把握しています。保護者とは連絡ノートや面談等で意見や要望を丁寧に聞いて、職員と共有して運営に活かせるようにしています。子ども用の意見箱も用意され、職員の回答も含めて子どもたちにも内容を知らせたり、高学年の子どもたちにはプログラムを自主的に企画できるように支援しています。また、運営の課題については地区総合支所の担当者と連携しながら、改善に取り組んでいます。
3	② 運営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	A	

I-3 事業計画の策定

評価項目	評価	講評
(1) 中・長期的な目標と計画が明確にされている。		
4 ① 3～5年の中・長期的な目標を明確にした計画を策定している。	A	中長期計画は、区の児童育成運営方針に沿って作成された「運営提案書」となります。それをもとに2021年度桂坂学童クラブ活動計画が策定されています。現状がコロナ感染症感染防止期でもあることから、コロナ感染症感染防止対策を最優先課題として子どもにとって安心安全な運営ができるように年度計画、月度運営計画を策定しています。子どもや保護者の意見や要望を取り入れ職員間で共有しながら、計画が策定できるように取り組んでいます。
5 ② 中・長期計画を踏まえた年度の計画を策定している。	A	
(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6 ① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	A	年間のプログラムは保護者アンケート、保護者会での意見を参考にして、年度の反省点を踏まえて3月に作成されていましたが、今年度はコロナ禍により感染症対策を重視した年間事業計画が策定されています。当学童クラブは定員が200名の大型学童クラブのため、学年別のクラスに分けて、遊びの時間帯を分けるなどの工夫をして運営をしています。子どもたちにとっては、制約も多くなりましたが、その中から互いの様子を知らせるお手紙を書いて郵便ポストに入れる工夫をしたり、互いを思いやる姿も見られています。 毎月発行するおたよりには、月間のプログラム予定表を載せ、室内に掲示しています。1階の受付には、行事のお知らせポスターをはり、帰りの会でも子どもたちに知らせています。
7 ② 事業計画を子どもや保護者等に周知し、理解を促している。	A	

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価項目	評価	講評
(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8 ① サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	A	当クラブは在籍197名、1～6年生まで在籍しており、それぞれの年齢による発達や遊び、友人関係など発達段階に応じた対応も必要となっているため、発達の特徴を捉えながら学童クラブでの生活や遊びが充実できるよう取り組んでいます。 日常的なミーティングで職員間の情報共有を行い、挙げた課題に対して改善策を立て、改善を図っています。本社担当者の巡回や施設内研修、外部研修のフィードバック、事例検討も行っています。毎月行われる本社会議などで共有されるヒヤリハット事例などについても、職員全体で共有して運営の見直しをしています。法人は子ども分野や介護分野も運営されているため、法人全体で取り組める利点もあります。
9 ② 組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	A	

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

	評価項目	評価	講評
(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	① 管理者は自らの役割と責任を職員に対して表明し、理解を図っている。	A	施設管理者の役割と責任は、指導員マニュアルに明記され、リーダー研修、等級別職員研修等が行われています。職員にはミーティングを通して周知しています。
11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	A	遵守すべき法令等は、本社会議、個人情報保護、安全管理、コンプライアンス研修等を通じての教育、各法令順守チェックリストを活用して確認をしています。また、内部通報制度を設け、全職員に通報制度連絡カードを配布し、労務等の諸問題が起きた場合は速やかに関係部署に向けて通報できるようにしています。
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	① 学童クラブの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	A	施設長は職員とのコミュニケーションを大切にして、信頼感をもって学童クラブの運営が行えるように心がけています。
13	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	A	毎日の朝礼や終礼、ミーティングの際には、子どもの最善の利益を念頭に子どもたちが安心・安全な生活を送り、子ども同士の関係を深められるような日常の運営やイベントの実施計画・反省、保護者の要望や意見等の共有をしています。
			職員研修のフィードバックや面談も定期的に行われ、職員の意識向上や指導の統一につなげています。
			また、安定した運営が行えるように適切な人員配置を行っています。急な欠勤や一時的な人員不足に対応する応援制度もあり、他の施設を知る機会にもなっています。

II-2 福祉人材の確保・育成

	評価項目	評価	講評
(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組を実施している。	A	人材の確保は区の仕様書に適用した資格およびスキルを有した人材を採用しています。入社時研修、接遇マナー研修、ヒューマンスキル研修と学童指導員として必要な児童対応研修、安全管理研修などの研修制度を整えています。新卒の職員は4～6月にかけて先輩職員とペア制度を設け、一緒に日々の振り返りや反省を行うことで、新人の不安解消やスキルアップに繋がられるように取り組んでいます。また、職員の勤務状況調査および職員面談制度などを通して総合的な人事管理が行われ、リーダーについては、情報共有を兼ねた研修を毎月実施しています。
15	② 総合的な人事管理が行われている。	A	

	評価項目	評価	講評
	(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	A	施設長は定期的に全職員と面談を行い、状況や意向の確認をし、必要に応じて改善を行っています。勤務については、シフトを含めて施設長が把握し希望に応じて変更もしています。また、なるべく残業が発生しないように調整を行い職員の役割と能力を発揮できる働きやすい職場づくりに取り組んでいます。
	(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	① 職員の教育・研修に関する基本方針や計画を策定し実施している。	A	法人の目指すべき職員像、求められる能力・知識や心構えは「ライフサポート理念」に明示されています。研修は個別のスキルに応じた研修計画に基づいて実施されています。年度初めに本社より全職員に向けて研修内容や時期が周知され、施設ごとに一名以上受講することになっています。研修内容は全職員が共有できるように、フィードバックされ、職員の学びに繋がるように取り組んでいます。
18	② 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	A	

II-3 経営の透明性の確保

	評価項目	評価	講評
	(1) 事業主体の経営の透明性を確保するための取り組みが行われている。		
19	① 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組を行っている。	A	透明性の高い施設運営を行うために、高輪地区総合支所や区の子ども家庭課と日常的に報告や情報交換を行っています。保護者とは、個人面談を行い子どもやクラブの運営について情報共有をしています。毎月発行するクラブだよりには、イベントプログラムや子どもの様子、お知らせを掲載して、活動の様子を分かりやすく伝えています。送迎の際に見てもらえるように、受付にイベントごとの写真を掲示しています。クラブだよりは港区広報や当法人のホームページにも掲載されています。
20	② 運営の透明性を確保するための情報公開を行っている。	A	

II-4 地域との交流、地域貢献

評価項目	評価	講評
(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
21 ① 学童クラブと地域との交流を広げるための取組を行っている。	A	地域の児童館や児童施設の合同行事への参加、高輪児童館が主催している地域懇談会や児童館行事等に参加し、交流を図っています。桂坂を花いっぱいにする活動への子どもたちが水やりを担当し、職員と一緒に地域の安全確認も一緒に行うことが出来ています。コロナ禍により地域との直接的な交流は出来にくくなっていますが、できることを考えて取り組めるようにしています。
22 ② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	A	ボランティアについては、港区の運営マニュアルのボランティアの受け入れについてを確認し、地域で活動を行っている人を講師として招き、保護者向け講座や子ども向け講座等が開催できるようにしています。
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
23 ① 学童クラブとして必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携を図っている。	A	高輪児童館主催の地域懇談会や総合支所主催の高輪児童交流検討会に参加して、地域の様々な情報を得たり共有出来るように取り組んでいます。小学校とは連絡会や行事の見学、おたよりの交換をするなど、日常的に交流しています。子どもたちの安全のために、日頃から消防車や警察署と連携して講習会を開催しています。
(3) 地域の福祉向上のための取組が行われている。		
24 ① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組を行っている。	A	毎月行われる行政報告や定例の高輪児童施設連絡会、保護者との個人面談や保護者会等を通じて、地域の福祉ニーズの確認を行っています。高輪児童館主催の地域懇談会には、小学校や保育園、学童クラブ、いきいきプラザ、町会、民生児童委員等地域の関係機関で構成されているため、地域で行わなれている行事に参加したり、クラブのプログラムに活かしています。コロナ禍により地域活動や交流活動が難しい現状がありますが、できることを少しずつ確認しながら、アイデアを出し工夫して取り組めるようにしています。
25 ② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動を行っている。	A	毎月行われる行政報告や定例の高輪児童施設連絡会、保護者との個人面談や保護者会等を通じて、地域の福祉ニーズの確認を行っています。高輪児童館主催の地域懇談会には、小学校や保育園、学童クラブ、いきいきプラザ、町会、民生児童委員等地域の関係機関で構成されているため、地域で行わなれている行事に参加したり、クラブのプログラムに活かしています。コロナ禍により地域活動や交流活動が難しい現状がありますが、できることを少しずつ確認しながら、アイデアを出し工夫して取り組めるようにしています。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

評価項目	評価	講評
(1)子どもや保護者等を尊重する姿勢が明示されている。		
26 ① 子どもや保護者等を尊重した福祉サービス提供について共通の理解を持つための取組を行っている。	A	法人の理念であるライフサポート理念や、児童育成方針に基づき、子どもや保護者等にとっての最善の利益を求めていくことを職員間の共通理念とするため、各種マニュアルを整備し、ミーティング等で確認し合う機会を設けて子ども一人ひとりを大切にしたいサービスが提供できるようにしています。 プライバシーについては、法人で規定されている個人情報保護方針に基づいてマニュアルを整備し、プライバシーマーク制度を取得して定期的に研修を受けています。パソコンのパスワード設定や裏紙の使用禁止、個人情報に関する書類の鍵付き書庫への保管など管理を徹底して行っています。
27 ② 子どもや保護者等のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供を行っている。	A	
(2)福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
28 ① 利用希望者に対して必要な情報を提供している。	A	利用希望者には入会案内やクラブだよりを配布し、利用について電話や面談でヒアリングを行っています。見学希望は随時受け入れを行い対応をしています。また、毎年3月に新入会予定者への説明会を開催し、港区のホームページに概要を掲載しています。利用開始前には必ず面談を行い、利用案内に基づいて入会説明を保護者にしています。その際、個人情報や写真掲載などの個人情報取り扱いの説明を行い、同意書にサインをもらっています。子どもも初回利用の際にはオリエンテーションを行い、学童クラブでの過ごし方やルールなどについて説明する時間を設けています。
29 ② 学童クラブの利用開始・変更にあたり子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	A	
(3)子どもや保護者等の満足の向上に努めている。		
30 ① 子どもや保護者等の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	A	子どもについては帰りの会や日常的なかかわりの中で一人ひとりの声を拾い上げています。1～6年生が在籍しているため、それぞれの発達段階に合わせた意見や気持ちの表し方ができるように取り組んでいます。保護者については連絡ノートやお迎え時、個人面談などを通して、意見や要望を丁寧に対応しています。

評価項目	評価	講評
(4)子どもや保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
31 ① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	A	お迎えの際や連絡ノート、電話等での会話やご意見箱など、子どもや保護者の都合に合わせた手段を使って意見や要望が伝えられるように環境を整えています。意見が上がった際は一つひとつの声を真摯に受け止め、出来る限り当日中に対応できるように努めています。
32 ② 子どもや保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、周知している。	A	苦情が出た際は、苦情解決のマニュアルをもとに全職員が対応できるよう本社担当者への報告を徹底し、担当者立会いの下で相手の立場に立った解決を図っています。また、状況に応じて高輪地区総合支所、港区子ども家庭課、学校等関係機関にも意見を伺い、客観性を確保して対応にあたっています。
33 ③ 子どもや保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	A	当クラブは在籍197名、1～6年生まで学年に偏りがなく在籍が多くあり、それぞれの年齢による発達や遊び、友人関係など発達段階に応じた対応も必要となっています。幼児期の発達的特徴も見られる低学年、意識や感情の質的な変化「9、10歳の節」と呼ばれる中学年、大人から一層自立的になり、子ども同士の個人的な関係が大切になる高学年、それぞれの発達的特徴を捉えながら学童クラブでの生活や遊びが充実できるよう取り組んでいます。
(5)安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
34 ① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制を構築している。	A	法人規定の各種マニュアルや記録、チェックリストに基づいて安全確保に努めています。対応については事務室内に掲示して、職員誰もがすぐに確認できるようにしています。また、本社会議や港区からのヒヤリハット事例の共有などについても、施設内を想定して検証しリスク管理を行っています。
35 ② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	A	感染症等への対応については、「感染症マニュアル」を整備し、感染予防に取り組むとともに、実際に発生した際の対応を想定して行動できるようにしています。新型コロナ予防のためには各部屋の換気を徹底して行い、子どもが入室する際は検温、こまめな手洗いができるように指導を徹底しています。また、ノロウイルス等他の感染症対策についても、職員全員が対応できるように施設内研修を行っています。体調不良時には必要に応じて事務室で静養できる場所を設けています。職員も出勤時は検温、手洗い、体調確認をしています。
36 ③ 事故・災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	A	避難訓練は毎月実施され、子どもと一緒に非常時の安全確保や交通ルールを確認しています。災害時等の緊急連絡先の確認や非常時の職員の出勤状況についても確認できるように取り組んでいます。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

評価項目	評価	講評
(1) 提供する育成支援の標準的な実施方法が確立されている。		
37 ① 育成支援について標準的な実施方法を文書化している。	A	<p>学童クラブに在籍する子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能になるように、指導員マニュアルや児童対応マニュアルを整備し、放課後児童支援員研修の内容を基に、職員には入社後研修を行っています。</p>
38 ② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	A	<p>日々のミーティングを大切にして、職員間で見直しを行っています。改善すべき課題は内容に応じて関係する機関への確認を行うことで適切な改善が出来るように意見や提案を反映し、マニュアルの変更や課題の改善までの過程を記録して共有し、継続して検証できるように取り組んでいます。</p>
(2) 子どもに対する育成支援の計画が策定されている。		
39 ① 育成支援の計画を適切に策定している。	A	<p>中長期計画を基に、職員全体の合議により活動計画書を策定し、本社の担当部署と協議し承諾を得てから実施する仕組みになっています。新しいプログラムを実施するときには、まず担当者が計画書を作成し、全職員に向けてプレゼンテーションを行い互いに課題を抽出して解決後に実施しています。</p>
40 ② 定期的に育成支援の計画の評価・見直しを行っている。	A	<p>定期的な計画検討会では子どもたちの様子や関係性を考慮しながら、計画の再評価や見直しを行っています。プログラム実施後は各担当者が実施内容、成果や課題等を報告書に記入し、ミーティングで検討して、次回のプログラムに活かせるように取り組んでいます。</p>
(3) 育成支援実施の記録が適切に行われている。		
41 ① 子どもに関する育成支援の記録が適切に行われ、職員間で共有している。	A	<p>子どもの様子をよく見ながら情緒の安定、基本的な生活習慣や社会生活において必要なことを念頭に置いて支援に当たっています。職員の気づきを大切にしながら日々のミーティングを行うことで子ども一人ひとりのその日の状況を連絡ノートで把握しています。職員ミーティングは月2回行い、日々の運営や行事の反省等を行い、翌月に繋がるようにしています。保護者や学校からの情報、職員の気づきについてはその都度業務日誌に書いて情報共有を行っています。</p>
42 ② 子どもや保護者等に関する記録の管理体制が確立している。	A	<p>記録については個人情報保護方針に基づき、個人情報に関する記録類は鍵のかかるキャビネットに保管しています。また、パソコンにはパスワードを設定して管理を行っています。</p>

IV 学童クラブの活動に関する事項

IV-1 育成支援

	評価項目	評価	講評
(1)子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備			
43	① 子どもが安心して過ごせる生活の場としての環境を整備している。	A	学童内で継続した支援ができるよう、クラス担任制を導入し、子どもたちが安心して過ごせるよう配慮しています。また指導員マニュアルや児童対応マニュアル、安全管理マニュアルを作成し、子どもたちが安心して過ごすことのできるための基本的対応方針が定められています。
(2)学童クラブにおける育成支援			
44	① 子どもが学童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。	A	日常の活動については、子どもたちの自主性や主体性を育めるよう、プログラム活動だけではなく、自由遊びも大切に、職員がサポートをしています。また児童数が多いため、出席管理の徹底を行っています。 出欠が未定の子どもについては随時保護者へ確認を行い、その日の利用の有無を含め、所在確認を最後まで行っています。
45	② 子どもの出欠席を把握し、適切に援助している。	A	
(3)子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする育成支援			
46	① 子ども自身が見通しをもって主体的に過ごせるように援助している。	A	3階建ての施設のため、感染症の感染者の状況に応じて、各階の往来を禁止していた時期には、別の階にいる友達へ手紙を送ることができる「郵便ポスト」を設ける工夫を行っていました。 また、プレイルーム(ホール)の利用をコロナ禍のため、時間で区切って学年ごとにあそべるようにしたこと、発達に応じた運動遊びを十分に楽しめるようにしたり、これまでよりも子どもたち自身で時間管理ができるような援助を心がけています。 日ごろの手洗いやうがいやの徹底はもちろんのこと、持ち物の管理を促すことで、基本的な生活習慣を身に付けられるように支援しています。
47	② 日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるように援助している。	A	
48	③ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助している。	A	

	評価項目	評価	講評
49	④ 子ども同士の関係を豊かに作り出せるように援助している。	A	異なる学年がペアになりプレイルームで遊ぶ機会を取り入れ、学年を越えた交流を行っています。これらの活動は、子どもたち自身が主体的に活動しつつ、横(同学年)にも縦(異学年)にも気持ちや意識を広げるきっかけになっています。 また、児童養護意見箱を設置し、特にプログラム活動などに子どもたちの意見が反映される様に努めています。
50	⑤ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助している。	A	
(4)固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援			
51	① 障害のある子どもの受入れの考え方を理解したうえで、受け入れに努めている。	B	様々な支援の必要な子どもたちを受け入れるための仕組みや土台はすでに整っています。自治体の専門家だけでなく、法人の専門家の巡回指導等を利用することで、具体的な個別の支援を利用できる仕組みは充実しており、子どもたちの様子を月単位で報告書の作成等で確認しています。一方で報告書を基に今後どのように支援をしていくのが良いのか、といった支援計画の作成までには至っていません。支援計画を立案することで、対象児のその時点での状況の把握や学童での過ごし方の見通し等が立ち、生活の中での支援の手立てが見えやすくなります。今後、支援計画の作成についての検討が望まれます。
52	② 障害のある子どもの育成支援に当たった際の留意点を踏まえ、育成支援を行っている。	B	
53	③ 児童虐待の早期発見に向けた取組や適切な対応を行関係機関と連携して行っている。	A	とくに児童虐待については、職員自身が発見しやすい立場であることを常に意識されています。また職員個人ではなく、全職員で取り組む、といった共通認識を持ち、自治体とも協力しながら取り組むためのマニュアルが作成されていました。普段から、子どもたちの意思表示を丁寧に読み取る努力もされています。 また今年度はオリンピック・パラリンピックをテーマにしたお祭りを実施したり、国旗の本や文化に関する図鑑を購入し、様々な国や文化に興味を持つきっかけ作りを行っています。
54	④ 子どもの国籍や文化、習慣等の違いに関わらず、互いを認め合い理解を深めるような取組を行っている。	A	

	評価項目	評価	講評
(5) 適切なおやつや食事の提供			
55	① 放課後の時間帯におやつを適切に提供している。	A	一般的なアレルギーのある子どもたちへの対応やおやつ提供の際の衛生管理のマニュアルはもちろんですが、衛生管理に関するオペレーションとそのチェック体制は特に徹底されています。各種項目が詳細に分けられ、おやつ提供に関わるスタッフ全員がその各項目にチェックを入れるようになっていきます。コロナ禍でおよつ提供に細心の注意が払われているのは当然ですが、これらの対応は食中毒やその他の感染症への配慮も徹底にもつながっています。
56	② 食に伴う事故(アレルギー、窒息、食中毒等)を防止するための対応を行っている。	A	
(6) 安全と衛生の確保			
57	① 子どもの安全を確保する取組を行っている。	A	毎月の避難訓練や、帰宅時の見送り時の交通ルールの確認、施設内については安全チェック表を利用して安全を確認しています。またおやつ提供の項目でも取り上げたように、衛生管理の徹底は重点的に取り組まれています。コロナ禍、という特別な理由ではなく、これまで法人として当然の取り組みとされてきていることが、コロナ禍で発揮されています。
58	② 衛生管理に関する取組を適切に行っている。	A	

IV-2 保護者・学校との連携

	評価項目	評価	講評
(1) 保護者との連携			
59	① 保護者との協力関係を築いている。	A	今年度は保護者会の実施が難しい中、日ごろの連絡帳を通したやり取り、電話、お迎え時等を利用して情報交換をするようにこれまで以上に心がけています。また学期末や長期休暇中には、子どもたちが学童で過ごしている様子を写真にとって掲載した「おたより特別号」を発行する工夫を行っています。
(2) 学校との連携			
60	① 子どもの生活の連続性を保障するため学校との連携を図っている。	A	新規採用の職員のための手引きの中に「子どもの権利条約」の4つの原則が書かれたページがあったり、児童福祉法の「子どもの最善の利益」という表現が随所で見られたりしました。日ごろからこれらの条約や法律に触れ、職員全体の意識が子どもの権利擁護に向いていることが良く分かります。

IV-3 子どもの権利擁護

評価項目	評価	講評
(1)子どもの権利擁護		
61 ① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	A	新規採用の職員のための手引きの中に「子どもの権利条約」の4つの原則が書かれたページがあったり、児童福祉法の「子どもの最善の利益」という表現が随所で見られたりしました。日ごろからこれらの条約や法律に触れ、職員全体の意識が子どもの権利擁護に向いていることが良く分かります。

総 評

◇特に良いと思われる点

● 子どもの固有の支援ニーズに応じた支援を実施しています

大規模学童クラブであるため、障害のある子どもだけではなく、その他多様な固有な支援ニーズのある子どもたちも多く在籍しています。それらの固有なニーズに対して、「これまでしたことがないからできない」という姿勢ではなく、学童保育という施設であるからこそできる支援を考える土壌や、それを多様な機関や専門家、保護者と連携しながら実行に移すことのできる実行力を持っています。

● 年齢幅のある子どもたちの発達を支える工夫をしています

6歳から12歳という年齢幅のある子どもたちが利用する施設において、同学年の横のつながりを深めることも大切であり、その年齢でしか経験できないこと、その年齢で経験するからこそ価値のあるものもあります。一方で縦のつながりを深めることで、次の発達に向かう力を養うことができます。本学童クラブでは異学年をあえてペアにしてホールで活動する時間を設けています。上の学年は下の学年を自然と気遣ったり、下の学年にとっては憧れの存在として上の学年を認識することができます。逆に学年が近い場合、ライバルとして意識するだけではなく、自分の状況を理解したり、自分たちの立ち振る舞いを考えるきっかけにもなったりします。このように学年や年齢を意識した縦と横のつながりは、子どもたちにとって貴重な経験になっています。

◇更なる改善が望まれる点

● コロナ後の新しい保護者支援についての工夫が期待されます

コロナ禍により、様々な交流プログラムが中止となり、保護者が集まる機会もほとんどが中止か縮小となっています。保護者会に関しては、コロナ禍以前より出席率も少なく、職員や働く親にとって負担となっている点もありました。今後も保護者同士が集まる関わり方は難しくなっていくと考えられます。そのためコロナ禍で工夫して取り組んだ保護者への対応やおたよりの工夫などを職員で検証しながら、学童クラブの保護者の現状を受け止めながらコロナ後の新しい保護者支援の方法を検討されることが期待されます。

● 固有の支援が必要な子どもへの個別の支援計画の作成が望まれます

様々な支援の必要な子どもたちを受け入れるための仕組みや土台はすでに整っています。自治体の専門家だけでなく、法人の専門家の巡回指導等を利用することで、具体的な個別の支援を利用できる仕組みは充実しており、子どもたちの様子を月単位で報告書の作成等で確認しています。一方で報告書を基に今後どのように支援をしていくのが良いのか、といった支援計画の作成までには至っていません。支援計画を立案することで、対象児のその時点での状況の把握や学童での過ごし方の見通し等が立ち、生活の中での支援の手立てが見えやすくなります。今後、支援計画の作成についての検討が望まれます。